

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【四半期会計期間】	第58期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	株式会社ニチリョク
【英訳名】	NICHIRYOKU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 将志
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目7番20号
【電話番号】	(03) 6271 - 8920 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 服部 聡昌
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目7番20号
【電話番号】	(03) 6271 - 8920 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 服部 聡昌
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年8月10日に提出いたしました第58期第1四半期（自2023年4月1日至2023年6月30日）四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

主たる訂正内容としては、差入保証金について、回収期間の長期化を踏まえた会計上の見積もりの変更に基づき、評価方法の見直しを行ったことにより、貸倒引当金の追加計上を行うものです。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 経営成績の状況

お墓事業

b. 納骨堂

(2) 財政状態の状況

資産

純資産

第4 経理の状況

2 監査証明について

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表

(2) 四半期損益計算書

第1四半期累計期間

注記事項

セグメント情報等

収益認識関係

1 株当たり情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第1四半期 累計期間	第58期 第1四半期 累計期間	第57期
会計期間	自2022年 4月1日 至2022年 6月30日	自2023年 4月1日 至2023年 6月30日	自2022年 4月1日 至2023年 3月31日
売上高 (千円)	656,736	733,873	3,219,031
経常利益又は経常損失 () (千円)	108,668	55,719	83,026
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失 () (千円)	114,365	202,944	63,164
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,798,249	1,865,754	1,847,556
発行済株式総数 (株)	14,843,005	16,030,005	15,710,005
純資産額 (千円)	2,798,240	3,307,383	3,068,376
総資産額 (千円)	7,223,641	7,048,412	7,439,403
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失 () (円)	7.77	12.88	4.15
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	4.15
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	38.7	46.9	41.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第57期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。第58期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「持分法を適用した場合の投資利益」については、子会社及び関連会社がないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、第55期からの新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う、政府による緊急事態宣言の発出、外出自粛要請や埋葬の選択肢の多様化等の影響を受け、お墓事業においては来園者(見学者)数の急減、葬祭事業においては会葬者が激減した結果、業績が急速に悪化しました。

さらに、宗教法人が納骨堂を開発する際の資金の一部を当社が債務保証しており、宗教法人との契約に基づく納骨堂の販売が計画通りに進捗しなかったため、債務保証の履行により、当社の資金繰りを圧迫しました。

そのため当社は、借入金の返済について取引金融機関と協議し、当面の返済について猶予を受けることで合意しました。

しかしながら、依然として手元流動性資金の確保に支障が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するものの、このような状況を速やかに解消するため、より効率的且つ効果的な広告媒体の選定を含む営業施策を抜本的に見直すことにより、納骨堂の拡販を図り当該リスクに対処して参ります。

資金面につきましては、手元流動性の確保に努めるべく全ての取引金融機関と協議を行い、今後も継続的な支援が得られるよう交渉して参ります。

また、これらに限らず諸施策を遂行することにより、当該状況を早期に解消し、経営基盤の強化及び安定に努めて参ります。

この結果、当社には継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、ウクライナ情勢に起因した資源価格の高騰や物価高等の下押し要因は依然あるものの、訪日外国人の新規入国制限の見直しやマスクの着用推奨が緩和され、特にインバウンド消費の拡大等、先行きに明るい兆しが見える形で終えました。

当社が属するメモリアル市場は、高齢者が増加傾向にあるにもかかわらず、お墓事業においては、埋葬の選択肢の多様化に伴い低価格帯の樹木葬等の需要が増加している中、旧来の一般墓の購入層は年々減少傾向にあります。

一方、首都圏の居住者が所有する故郷のお墓を引っ越しする需要は緩やかに増加しております。

こうした流れに対応すべく、消費者ニーズに寄り添った様々なお墓の形態を兼ね備えた霊園を提供するため、既存霊園の改造、増設を行うと同時に旧来の一般墓の販売強化を図ると共に、供養の全てを網羅した納骨堂(堂内陵墓)の販売拡大に取り組んでおります。

葬祭事業においては、超高齢化を背景に葬儀の簡素化が進むと共に、インターネット媒体を中心とした同業者間の価格競争により施行単価が伸び悩む傾向はあるものの、コロナ禍により自粛傾向にあった通夜式を執り行うご葬家が戻り始めました。

このような環境下、「後悔のない葬儀式」を提供すべく魅力的なプランを開発し低価格競争からの脱却を図り、売上高並びに受注件数の増大に努めて参ります。

それに加え、現在、お墓や葬儀だけでなく終活に関連する相続や保険等あらゆるサービスを提供する「総合シニアライフサポート企業」への転換に取り組んでおり、更なる顧客満足度の向上を図っております。

また、経営資源の有効活用及び財務体質の強化を図るため、当社が所有していた固定資産を2023年6月14日に譲渡し、固定資産売却益1億3千4百万円を特別利益として計上しました。

この結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高7億3千3百万円(前年同四半期比11.7%増)、営業利益6千5百万円(前年同四半期は営業損失3千9百万円)、経常利益5千5百万円(前年同四半期は経常損失1億8百万円)、四半期純利益2億2百万円(前年同四半期は四半期純損失1億1千4百万円)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

お墓事業

a．屋外墓地

屋外墓地(一般墓、樹木葬を含む)につきましては、高齢者の増加により成約件数は堅調に増加しているものの、埋葬に対する価値観の変化や選択肢の多様化に伴い、高価格となる旧来の一般墓の購入層は年々減少傾向にあります。

それに対し、樹木葬や共有墓等の需要は急増しており、当社は、募集販売を受託している既存霊園の改造や増設、業務提携先である株式会社アンカレッジが得意とする花と眠る寺院境内型樹木葬を共同開発する等、販売力強化に努めております。

売上高は、2億7千9百万円(前年同四半期比16.1%増)となりました。

b．納骨堂

納骨堂につきましては、現在、第六号「赤坂一ツ木陵苑(東京都港区)」並びに第七号「大須陵苑(名古屋市中区)」の募集代行を行っております。

消費者が受け入れやすい価格且つ価値観を超える重厚な近代的設備を備えたお墓の形態であり、主要な駅から徒歩圏内という利便性も兼ね備えております。

また、赤坂一ツ木陵苑においてデジタルサイネージ機能「家系樹」を実装しており、家系図、故人の情報を含むパネル式情報端末を作成しタッチパネルによる閲覧機能を兼ね備えた新たなサービスは、今後の納骨堂収益に寄与するものと確信をもって提供しております。

売上高は、4千6百万円(前年同四半期比27.4%減)となりました。

葬祭事業

葬祭事業につきましては、死亡者数が年々増加傾向にある中、春夏秋冬に発行する会報を配布すると共に、コロナ禍により少人数に限定していた終活セミナーやイベントを本格開催し、受注に繋げる施策を継続して行っております。

また、当社は、さくら・あおい倶楽部会員に対して葬儀等を会員価格で提供するだけでなく、終活や葬儀後の諸手続きを総合的にお手伝いする総合シニアライフサポート企業として発展することを目指しております。

更に、後悔のない葬儀式をご葬家へ提供すべく、魅力的なプランを開発し低価格競争からの脱却を図り、売上高並びに受注件数の増大に努めており、収益は順調に伸長しております。

売上高は、4億8百万円(前年同四半期比15.8%増)となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期会計期間末における財政状態の状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ、1百万円増加し、12億1千7百万円となりました。その主な要因は、現金及び預金2千2百万円及び原材料及び貯蔵品1千4百万円の増加、完成工事未収入金2千3百万円及び売掛金8百万円の減少等によるものであります。

当第1四半期会計期間末における固定資産は、前事業年度末に比べ、3億8千7百万円減少し、58億2千1百万円となりました。その主な要因は、差入保証金1億7百万円の増加、土地4億9千6百万円の減少等によるものであります。

この結果、総資産は、70億4千8百万円となり、前事業年度末に比べ3億9千万円減少いたしました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べ、1億7千7百万円減少し、27億3千1百万円となりました。その主な要因は、1年内返済予定の長期借入金9千3百万円及び賞与引当金5千2百万円の減少等によるものであります。

当第1四半期会計期間末における固定負債は、前事業年度末に比べ、4億5千2百万円減少し、10億9百万円となりました。その主な要因は、長期借入金4億2千9百万円の減少等によるものであります。

この結果、負債合計は、37億4千1百万円となり、前事業年度末に比べ6億2千9百万円減少いたしました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ、2億3千9百万円増加し、33億7百万円となりました。その主な要因は、利益剰余金2億2百万円の増加等によるものであります。

この結果、自己資本比率は46.9%(前事業年度末は41.2%)となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,030,005	16,030,005	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	16,030,005	16,030,005	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり行使されております。

	第1四半期会計期間 (2023年4月1日から 2023年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	3,200
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	320,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	112
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(円)	35,840,000
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	32,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	3,200,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	133
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(円)	425,040,000

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日 (注)	320,000	16,030,005	18,198	1,865,754	18,198	1,516,994

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 9,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,696,200	156,962	-
単元未満株式	普通株式 4,205	-	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	15,710,005	-	-
総株主の議決権	-	156,962	-

【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ニチリョク	東京都中央区八重洲一丁目7番20号	9,600	-	9,600	0.06
計	-	9,600	-	9,600	0.06

(注) 上記のほか、単元未満株式65株を所有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期財務諸表については、監査法人ハイビスカスによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	670,051	692,561
完成工事未収入金	40,565	16,680
売掛金	106,912	98,141
永代使用権	157,919	156,846
未成工事支出金	134,348	136,547
原材料及び貯蔵品	54,316	68,409
その他	51,938	48,448
貸倒引当金	46	55
流動資産合計	1,216,005	1,217,579
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	488,013	471,639
土地	1,822,050	1,325,911
その他(純額)	4,557	4,163
有形固定資産合計	2,314,621	1,801,713
無形固定資産	36,026	34,914
投資その他の資産		
長期貸付金	47,427	42,977
差入保証金	4,544,125	4,651,566
長期未収入金	425,372	423,316
その他	335,258	353,346
貸倒引当金	1,494,007	1,486,550
投資その他の資産合計	3,858,175	3,984,656
固定資産合計	6,208,823	5,821,284
繰延資産	14,574	9,547
資産合計	7,439,403	7,048,412
負債の部		
流動負債		
買掛金	98,610	86,794
短期借入金	622,266	619,694
1年内返済予定の長期借入金	1,572,912	1,479,672
未払法人税等	33,848	5,942
賞与引当金	86,283	34,199
その他	495,994	505,680
流動負債合計	2,909,916	2,731,984
固定負債		
長期借入金	1,098,176	668,439
退職給付引当金	211,019	189,871
役員退職慰労引当金	41,601	45,236
その他	110,312	105,496
固定負債合計	1,461,110	1,009,045
負債合計	4,371,027	3,741,029

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,847,556	1,865,754
資本剰余金	1,498,796	1,516,994
利益剰余金	274,200	71,255
自己株式	2,790	2,790
株主資本合計	3,069,361	3,308,702
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	1,542	1,319
評価・換算差額等合計	1,542	1,319
新株予約権	556	-
純資産合計	3,068,376	3,307,383
負債純資産合計	7,439,403	7,048,412

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
売上高	656,736	733,873
売上原価	206,695	211,054
売上総利益	450,040	522,819
販売費及び一般管理費	489,962	457,105
営業利益又は営業損失()	39,921	65,713
営業外収益		
受取利息	357	289
受取配当金	183	183
受取賃貸料	1,204	1,204
受取手数料	631	94
協賛金収入	2,475	-
受取販売奨励金	-	1,272
未払配当金除斥益	-	1,245
貸倒引当金戻入額	-	7,005
その他	1,851	1,552
営業外収益合計	6,704	12,847
営業外費用		
支払利息	17,820	14,335
新株発行費	4,651	4,651
貸倒引当金繰入額	49,989	-
その他	2,990	3,854
営業外費用合計	75,451	22,840
経常利益又は経常損失()	108,668	55,719
特別利益		
固定資産売却益	-	134,488
特別利益合計	-	134,488
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	0	-
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	108,668	190,208
法人税、住民税及び事業税	2,313	2,381
法人税等調整額	3,382	15,117
法人税等合計	5,696	12,735
四半期純利益又は四半期純損失()	114,365	202,944

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1)東京信用金庫、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(タームローン借入金残高14億2千2百万円、コミットメントライン借入金残高5億円)に係る財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

通常事項：会社の破産・清算等及び返済を遅延したとき

特記事項：決算数値において

- a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2021年3月期第3四半期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持出来なかったとき。
- b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。
- c. 単体の貸借対照表及び損益計算書に記載される数値により計算される有利子負債E B I T D A倍率の値を20倍以下に出来なかったとき。

有利子負債E B I T D A倍率 = (短期借入金 + 1年以内返済予定の長期借入金 + 1年内償還予定の社債 + 長期借入金 + 社債 + リース債務) ÷ (営業損益 + 減価償却費)

(2)宗教法人威徳寺のシンジケートローン契約(債務保証残高6億7百万円)に係る保証人としての財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

通常事項：借入人または保証人の破産・清算等及び返済を遅延したとき

特記事項：保証人の決算数値において

- a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2014年3月期末日の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持出来なかったとき。
- b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。

(四半期貸借対照表関係)

保証債務

次の法人の借入債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
宗教法人威徳寺(金融機関等からの借入に対する保証)	690,293千円	607,397千円
計	690,293	607,397

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	23,488千円	17,880千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期損益計 算書計上額 (注)2
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	240,704	63,710	352,321	656,736	-	656,736
セグメント利益又は損失()	47,468	17,593	78,671	108,547	148,468	39,921

(注)1.セグメント利益又は損失()の調整額 148,468千円には、各報告セグメントに配賦していない全社費用を計上しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期損益計 算書計上額 (注)2
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	279,523	46,228	408,121	733,873	-	733,873
セグメント利益又は損失()	76,992	15,872	154,729	215,850	150,137	65,713

(注)1.セグメント利益又は損失()の調整額 150,137千円には、各報告セグメントに配賦していない全社費用を計上しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	
墓石工事	185,311	5,724	-	191,035
霊園管理費	23,547	10,010	-	33,557
募集手数料	5,695	44,135	-	49,831
納骨手数料	9,300	1,070	-	10,370
葬儀、法要	-	-	342,278	342,278
その他	16,849	2,770	10,042	29,662
顧客との契約から生じる収益	240,704	63,710	352,321	656,736
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	240,704	63,710	352,321	656,736

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	
墓石工事	223,651	4,876	-	228,527
霊園管理費	23,982	10,000	-	33,982
募集手数料	6,523	29,314	-	35,837
納骨手数料	8,695	1,000	-	9,695
葬儀、法要	-	-	397,924	397,924
その他	16,671	1,037	10,197	27,906
顧客との契約から生じる収益	279,523	46,228	408,121	733,873
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	279,523	46,228	408,121	733,873

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	7円77銭	12円88銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	114,365	202,944
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失()(千円)	114,365	202,944
普通株式の期中平均株式数(千株)	14,703	15,751
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前事業年度末から重要な変動があったものの概 要	-	-

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2026年6月25日

株式会社ニチリョク

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
北海道札幌市

指 定 社 員 公認会計士 堀 俊介
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 北村 ルミ子
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニチリョクの2023年4月1日から2024年3月31日までの第58期事業年度の第1四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る訂正後の四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニチリョクの2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されている通り、会社は、四半期財務諸表を訂正している。当監査法人は、訂正前の四半期財務諸表に対して2023年8月10日に四半期レビュー報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の四半期財務諸表に対して本四半期レビュー報告書を提出する。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、

四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。